

大和市告示第55号

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市総合健康診断助成要綱の一部を改正する要綱

大和市総合健康診断助成要綱（平成21年大和市告示第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1 婦人科コース（けい部）の項検査項目の欄中「（大和市立病院に限る。）」を削り、同欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表婦人科コース（体部）の項検査項目の欄中「（大和市立病院に限る。）」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第7条、第9条関係）

健康診断名	検査料（円）	助成金（円）	自己負担金（円）
基本コース	54,000	25,000	29,000
基本+婦人科（けい部）コース	70,200	28,500	41,700
基本+婦人科（体部）コース	73,440	29,500	43,940
基本+（けい部+体部）コース	74,520	30,500	44,020

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。